

## 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の原案について

令和8年2月4日  
千葉県教育庁  
企画管理部教育総務課

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

なお、条例案の公表があるまで、具体的な内容については公表できません。